

多胎児家庭タクシー料金助成の支給申請手続きのご案内

区から助成金をお支払いするためには、支給申請の手続きが必要です。

下記をよくお読みいただき、所定の期限までに同封されている「世田谷区多胎児家庭タクシー料金助成金支給申請書兼口座振替依頼書」（以下、「支給申請書」とします。）及び領収書やレシート等の必要書類を担当部署へ提出してください。

1. 支給申請の流れ

- (1) 区から「資格認定通知書」を送付（このご案内に同封しています。）
- (2) 助成の対象となるタクシー料金を支払い、必ず領収書やレシート等を受け取る。

○ 助成の対象 ○

以下の各相談や母子保健事業等を利用したり、参加したりした際に支払ったタクシー料金

- ・ 医療機関や総合支所での乳幼児健康診査
- ・ 産後ケア事業
- ・ おでかけひろば等での相談
- ・ 総合支所健康づくり課等の窓口での相談
- ・ 予防接種
- ・ 多胎児家庭向けの交流会等のイベント
- ・ 総合支所で開催される離乳食講習会や歯磨き講習会といった母子保健事業等

※ 領収書やレシート等のない場合は、助成金をお支払いできませんので、注意してください。

※ 助成対象期間内であれば、資格認定通知書を受け取る前に支払ったタクシー料金も助成の対象となります。助成の対象となる期間は、「資格認定通知書」に記載してあります。

- (3) 四半期ごとに「支給申請書」を記入し、領収書やレシート等を貼付して、担当部署へ提出

▶ 提出期限

利用日	提出期限（必着）	振込時期（目安）
4月1日～6月30日	7月10日	8月下旬
7月1日～9月30日	10月10日	11月下旬
10月1日～12月31日	1月10日	2月下旬
1月1日～3月31日	4月10日	5月下旬

- ・ 期限を過ぎた場合は、お支払いが遅くなったりお支払いできなかつたりする場合がありますので、必ず期限（土日祝日の場合は、その前の平日）までに提出してください。
- ・ 2つ以上の四半期の利用分をまとめて申請していただいても構いません。ただし、最終締切日は次の誕生日前日を含む四半期までとなります。（原則上記の期限とします）
（例）令和5年4月2日誕生日のお子さんの場合、最終期限は、令和6年7月10日までとなります。
- ・ 「支給申請書」は、このご案内に5枚同封しています。また、裏面に記載の区ホームページからダウンロードもできます。

▶ 提出先(郵送先)

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 子ども・若者部 子ども家庭課 子ども・子育て支援担当

* 返信用封筒は、このご案内に5枚同封しています。住所は記載していますが、切手を貼ってください。

裏面もあります

(4) (3) でお送りいただいた書類を担当部署で確認し、助成金をお支払い

- ・書類の記入漏れや不明点等について、担当部署からお電話する場合があります。
- ・(3)に記載の振込時期を目安に、「支給申請書」に記載された口座へお支払いします。
「セタガヤクタタイジタクシージョセイキン」の名義で振り込まれます。あわせて、支給金額等を「助成金支給決定通知書」でお知らせします。
- ・助成金の支給対象となるタクシーの利用がない（助成対象期間外の利用等）など、支給が全くできない場合は、「助成金不支給決定通知書」でお知らせします。

2. 「支給申請書」の記入の注意事項

記入漏れがある場合や添付書類が不足している場合は、お支払いが遅くなったりお支払いできなかったりする場合がありますので、下記の注意事項をよく確認してください。

- ・全ての記載項目について、記入漏れがないことを必ず確認してください。
- ・領収書やレシート等は、利用日及び金額が明記されているものを貼付してください。（コピー可）
利用日及び金額が明記されていれば、クレジットカードの利用明細やアプリの決済画面を印刷したものでも構いません。なお、提出していただいた領収書やレシート等は返却しません。
- ・表面の「利用日、利用目的及び金額」欄に対応するよう領収書やレシート等を貼付してください。
領収書やレシート等がない利用分については、助成の対象外となります。
- ・アプリ決済等で未収書が発行された場合は、支払明細書等もあわせて貼付してください。
- ・領収書やレシート等の枚数が多い場合は、別紙への貼付でも構いません。
- ・区内で転居された場合や受給資格者を変更する場合などは、「世田谷区多胎児家庭タクシー料金助成金受給資格者異動届」（このご案内に同封しています。）を提出してください。

3. お問い合わせ先

子ども・若者部 子ども家庭課 子ども・子育て支援担当

電話：03-5432-2569 FAX：03-5432-3081

平日 8:30～17:15

本事業に関する区ホームページは
こちらからご覧ください

